

令和4年度第5回
朝霞市都市計画審議会議事録

令和5年1月30日

都市建設部 まちづくり推進課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第5回朝霞市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和5年1月30日（月） 午前10時00分から午前11時31分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

令和4年度第5回朝霞市都市計画審議会

令和5年1月30日(月)

午前10時00分から

午前11時31分まで

市役所 別館5階 大会議室(手前)

1 開 会

2 挨拶

3 議 題(意見聴取)

議案第1号 朝霞市立地適正化計画の策定について(意見聴取)

議案第2号 朝霞市都市計画マスタープランの策定方法について(意見聴取)

4 その他(報告事項)

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(経過報告)

報告事項第2号 市内循環バスの運賃改定について(経過報告)

報告事項第3号 官民連携まちなか再生推進事業について(経過報告)

5 閉 会

出席委員(12人)(代理出席1人)

職務代理者	学識経験者 商工分野	川 端 登
委 員	学識経験者 農業分野	高 橋 隆
委 員	学識経験者 環境分野	松 村 隆
委 員	学識経験者 建築分野	大 橋 純
委 員	関係行政機関 都市計画分野	秋山氏(木村委員代理)
委 員	関係行政機関 交通分野	佐々木 知 則
委 員	市議会議員	須 田 義 博
委 員	市議会議員	田 原 亮
委 員	市議会議員	原 田 公 成
委 員	市議会議員	駒 牧 容 子
委 員	市議会議員	田 辺 淳
委 員	公募市民	岡 田 一 成
委 員	公募市民	宮 崎 葉 瑠 花

欠席委員（1人）

会 長	学識経験者 都市計画分野	鈴木 龍久
-----	--------------	-------

専門委員（2人）

専門委員	埼玉大学大学院准教授	小嶋 文
------	------------	------

専門委員	中央大学理工学部助教	須永 大介
------	------------	-------

事務局（15人）

事務局	都市建設部長	山崎 明日香
-----	--------	--------

事務局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇野 康幸
-----	-----------------------	-------

事務局	都市建設部次長兼開発建築課長	村沢 敏美
-----	----------------	-------

事務局	みどり公園課長	大塚 繁忠
-----	---------	-------

事務局	道路整備課長	深澤 朋和
-----	--------	-------

事務局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	高橋 俊朗
-----	-----------------	-------

事務局	みどり公園課主幹兼課長補佐	櫻井 正樹
-----	---------------	-------

事務局	まちづくり推進課専門員兼区画整理係長	多度津 みどり
-----	--------------------	---------

事務局	まちづくり推進課都市計画係長	濱野 孝雄
-----	----------------	-------

事務局	みどり公園課みどり公園係長	高橋 大輔
-----	---------------	-------

事務局	道路整備課用地係長	細野 哲也
-----	-----------	-------

事務局	まちづくり推進課都市計画係主査	西村 賢司
-----	-----------------	-------

事務局	まちづくり推進課都市計画係主任	村岡 拓
-----	-----------------	------

事務局	みどり公園課みどり公園係主事	菊地 理浩
-----	----------------	-------

事務局	みどり公園課みどり公園係主事補	伊藤 勇世
-----	-----------------	-------

会議資料

- ・ 令和4年度第5回朝霞市都市計画審議会 次第
- ・ 議案第1号 朝霞市立地適正化計画の策定について（意見聴取）
- ・ 議案第2号 朝霞市都市計画マスタープランの策定方法について（意見聴取）
- ・ 報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）
- ・ 報告事項第2号 市内循環バスの運賃改定について（経過報告）
- ・ 報告事項第3号 官民連携まちなか再生推進事業について（経過報告）
- ・ 議案第1号 当日資料 （3） 主要な誘導施策の概要
- ・ 朝霞市都市計画審議会 委員名簿
- ・ 傍聴要領

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第5回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

今回から、会議録作成のためマイクを使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、挙手いただいた後に係員がマイクをお持ちします。マイクは、スイッチが緑色になっているのがオンの状態ですので、必ずオンの状態でお話いただくようよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会の出席委員でございますが、総数14人中12人でございますので、朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、鈴木会長、朝霞県土整備事務所長の木村委員におかれましては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前に頂いておりますので、御報告させていただきます。

なお、朝霞県土整備事務所長の木村委員の代理出席といたしまして、秋山様に御出席をいただいています。代理出席者の方につきましては、審議会の定足数に含めないこと、議決権を付与しないこと、その運用を要綱で定めておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長の山崎から御挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・山崎都市建設部長

皆さん、おはようございます。

本日は、御多用の中、令和4年度第5回朝霞市都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会ですが、議題が2件、報告事項が3件ございます。

議案第1号につきましては、1月23日までパブリックコメントを行ってございました立地適正化計画について、その結果を御報告するとともに計画案について委員の皆様の御意見を頂くものでございます。

議案第2号につきましては、前回の審議会において頂いた御意見を踏まえ、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例の廃止条例案を作成いたしましたので、改めて委員の皆様に御意見を伺いたく存じます。

また、報告事項第1号につきましては、生産緑地地区の変更について、今後の審議に当たり経過報告をさせていただきます。さらに、報告事項第2号につきましては、市内循環バスの運賃改定について。報告事項第3号につきましては、官民連携まちなか再生推進事業について御報告させていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされています。

本日は、鈴木会長が御欠席のため、審議会の進行を川端職務代理にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○川端職務代理者

おはようございます。

何分、不慣れでございますので皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座にて失礼いたします。

この審議会は、原則公開の立場をとっております。

審議に入る前に、傍聴者の入室について皆様にお伺いいたします。

本日、この審議会の傍聴を希望されている方がいらした際には、傍聴者の入室を許可してもよろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

事務局に確認しますが、本日の傍聴者は、いらっしゃいますか。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係主任

今のところ、1人いらっしゃいます。

○川端職務代理者

それでは、入室していただいでください。

なお、傍聴者につきましては、都市計画審議会傍聴要領によりまして、発言などの行為は認められませんので御了承お願いいたします。

それでは、審議に先立ち、本日の会議資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日の会議資料について確認させていただきます。

まず、本日の資料ですが、送付するのが遅れてしまったことをまずお詫び申し上げます。申し訳

ございませんでした。

あらかじめ送付させていただきました資料のうち、一つ目が審議会次第。議案の資料といたしまして、議案第1号「立地適正化計画の策定について」、議案第2号「朝霞市都市計画マスタープランの策定方法について」、報告資料としまして、報告事項第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、報告事項第2号「市内循環バスの運賃改定について」、報告事項第3号「官民連携まちなか再生推進事業について」。おそろいでしょうか。

また、本日お手元にお配りしました資料として、傍聴要領、委員名簿、最後、右上に「議案第1号 当日資料」と書いてございます、6-5ページになりますが、「主要な誘導施策の概要」という1枚ものになります。

資料はおそろいでしょうか。

確認は、以上です。

◎3 議題 議題第1号 朝霞市立地適正化計画の策定について（意見聴取）

○川端職務代理

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

本日諮問されました議案は、「議案第1号 朝霞市立地適正化計画の策定について」と、「議案第2号 朝霞市都市計画マスタープランの策定方法について」の意見聴取でございます。

それでは、「議案第1号 朝霞市立地適正化計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

村岡主任。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係主任

それでは、朝霞市立地適正化計画について、御説明させていただきます。

前回、12月21日の都市計画審議会からの動きですが、12月23日に朝霞市役所で、12月25日に産業文化センターで住民説明会を開催いたしました。

また、1月19日と1月24日に川端委員と大橋委員に御協力いただきまして、不動産関係の方々や建築関係の方々に立地適正化計画等についての説明とヒアリングをさせていただきました。

12月23日から1月23日にかけて、パブリックコメントを実施しまして、1人の方から5件の御意見を頂きました。御意見の内容につきましては、内間木地域の個別のインフラ整備に関する具体的なものでしたので、今後の検討等の議論の参考にさせていただくこととし、この御意見による立地適正化計画の修正はしない方針となっております。

次に、前回審議会からの修正についてです。

前回の審議会におきまして、田辺委員と岡田委員から6-5ページになりますが、溝沼浄水場跡地への公共施設整備についての御意見を頂いております。前回審議会の素案の冊子をお持ちの方は、6-5ページをお開きください。

6-5ページの溝沼浄水場跡地の公共施設整備について、活用例のような記載にしてはどうかという御意見を頂きました。本日、机上に配付させていただきました資料、右上に「議案第1号 当日資料」と書かれたものを御覧ください。

ページ下段の方になりますが、「②土地の誘導区域における公共公益施設整備」とタイトルを検討し、前段に都市機能誘導区域や都市機能補完ゾーン内に、必要な行政機能を備えた公共公益施設の整備・維持を図ります」と加えております。

次に、事前にお配りしたホチキス留めの資料を御覧ください。

1枚お開きいただきまして、一番上の方に「朝霞市立地適正化計画（素案）修正内容」と書かれているページを御覧ください。

誘導施設として設計する、「テレワーク拠点となる施設」の分析が記載されていなかったため、「第2章 都市構造や防災上の現状と課題」の中に入れ込むこととし、2-11ページに追記しております。資料につきましては、もう1ページお開きいただいて、2-11ページの抜粋のページを御覧ください。ページ上段の「⑥テレワーク拠点となる（シェアオフィス等）」として追記しております。

内容といたしましては、感染症の拡大を契機とし、テレワーク拠点となる施設の需要が高い一方、市内の立地は一部しか見られないというような記載になっております。

修正については以上ですが、引き続き、大きな内容の変更を伴わない範囲で文言の修正等の作業を進めてまいります。

次に、届出制度についてです。立地適正化計画の届出制度については、これまでに説明させていただいたとおりとなっておりますが、届出をする方向けの手引を現在作成中です。今後、窓口やホームページ等で御案内する予定となっております。

最後になりましたが、朝霞市立地適正化計画は、3月下旬に公表を予定しております。計画の冊子等が完成した際は、委員の皆様にもお配りする予定ですので、よろしく願いいたします。

説明は、以上です。

○川端職務代理

ありがとうございました。

それでは、意見聴取に入りたいと思います。

事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

田辺委員。

○田辺委員

度々聴いていることも含まれますけども、ちょっと確認をさせていただきたいのは、都市計画マスタープランがこの後一応意見聴取という形で出てきますけれども、都市計画マスタープランとの関係性、都市計画マスタープランの改訂のときに、この立地適正化計画に関しては、どう取り扱われるのか。それとも、これはもうあるものとして、変更を加えることというのは基本的にはないということなのか。そこの確認をしたいと思います。

5-3ページのハザードマップ絡みで、例えば5-6ページ、「居住誘導区域」という形でありませうけども、私、気になる部分としてこれも確認しておきたいのですが、特に黒目川周辺の部分で、一応「都市機能補完ゾーン」という表現がされている部分ですけれども、実際に溝沼の第三中学校周辺の公共施設の設置だとか、あるいは産業文化センターの周辺だとか、あるいはわくわくどーむ、はあとびあの周辺だとか、そういう既成の東洋大学の周辺ですけれども、こういったところがそこに含まれると思いますけれども、洪水ハザードマップ上でいっても、市街化調整区域ということも含めて、居住誘導からは当然外れるということはあったとしても、それにしても都市機能補完ゾーンという表現がされていると。この補完ゾーンというのは、どういう意味合いで、これが立地適正化計画上でどういう役割を果たすかということをもう一度確認させていただきたいなど。

現実に、公共的なもの以外はなかなか設置できないということにはなりますけれども、今例えば介護保険絡みだとか、あるいは障害者の施設だとか、実際にはグループホーム的なものも建設されてきていて、あるいは高齢者の生活の場もこの中にできてきているということになると、居住誘導をするべきではないというところではないのかなと思うのですが、それは補完だからいいという考えなのか、それとも今後、この部分に関してそういったものが進んでくることはあっても、それは補完ゾーンだから大丈夫だということなのか。あるいは、補完ゾーン以外のこの部分に関しては、そういった問題に関して、この立地適正化計画で、公共的な施設だということで、居住の形態を伴ったものができるということは今後も当然あり得ると思うのですが、その点こういった対応をされるのか、この立地適正化計画がどういう役割を果たすのか、その部分をちょっと確認したいと思います。

○川端職務代理

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

まず、1点目の都市計画マスタープランとの関係性でございますが、こちらはおおむね20年の

計画を予定しておりますが、やはり都市計画マスタープランの方に則するという位置付けにしており、現行の都市計画マスタープランの方の見直しを来年度から始めて、令和8年度からスタートする予定ですので、そちらの終わりの目標年次に合わせる形で、立地適正化計画の計画期間を24年で設定しようと考えております。よって、都市計画マスタープランとは常に則すような形で進めていきたいと思っております。

補完ゾーンの観点でございますが、こちらの方は、公共施設が多く立地してあるものになりました。都市機能誘導区域の中に新たに公共施設を作っていくというのは、実際問題、土地の値段ですとかそういった関係も出てきますので、新たに何かを作っていくというのは難しいと考えております。現行の機能を維持していくために補完ゾーンというものを設定させていただいておりますので、居住を誘導することを補完するゾーンということではなくて、現行の都市機能を維持するための補完ゾーンということで御認識いただければと思います。

以上です。

○川端職務代理

田辺委員。

○田辺委員

ですから、今後ですが、今例えば障害者のグループホームができていたり、あるいは高齢者の施設ができていたり、これに関しては、現状の部分に関してはやむを得ないと。ただ、今後はこれは作れないということなのか、それとも、いや作れますということなのか、そこを確認したい。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

こちらの方は、あくまで誘導施策ということになりますので、当然、都市計画法や建築基準法に則しているものであれば、それは建ちます。

ただ、市としますと、やはり居住を誘導しない区域、浸水想定区域ですから、そういったものはしっかりと伝えていく必要がありますけれども、居住誘導区域から外れているところだからそういった施設が一切建たないということではないということになります。

以上です。

○川端職務代理

田辺委員、よろしいですか。

田辺委員。

○田辺委員

行政側からの指導ということも含めて、当然行政のお金もそこに補助として入ってくるような施設だと思うんですね。そういう意味で、こういう部分に関しては誘導するべきところではないという、その姿勢をちゃんと持てば、基本的には作れないということではないのかなと思うのですが、その部分をちゃんと指導としてされるのかどうかを確認したい。

○川端職務代理

村沢次長。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

まず、都市機能補完ゾーンの位置付けがある黒目川流域につきましては、先ほどから出ておりますようにハザードエリアにもなっています。現状の福祉施設等は、都市計画法の立地基準に合致するものとして建築されているのも事実です。

今後、この立地適正化計画上、都市機能補完ゾーンは都市機能誘導区域ではないので、都市機能誘導区域に福祉施設を誘導する施設だとすれば、補完ゾーンに建てたいといったときは、もちろん届出は必要になってきますので、その届出で、市としては都市機能誘導区域ではなくて市街化調整区域の補完ゾーンに誘導施設が来てしまう届出が出てきたら、なるべく都市機能誘導区域に誘導するような助言、指導は届出の中で行うことは可能なのですが、都市計画法の立地基準と都市再生特別措置法の基準はまた別のものとなっております。したがって、ハザードエリア内で立地ができる技術基準として、例えば洪水の浸水想定よりも居室を上げたりとか盛土をしたりとか、そういう技術基準は、都市計画法の開発の許可等の中で助言、指導をしていきます。

合わせまして、ハザードエリアに福祉施設等が建つということだと、水防法の関係でも要配慮者避難確保計画を定めなければならなくなりますので、そういった計画を所管課に出して、確実に避難ができる体制を整えていくというものを今の開発基準の中のソフト面として許可基準にも設けておりますので、そういった内容の助言、指導は今後も補完ゾーンであっても引き続き、続けていくことにはなります。

以上です。

○川端職務代理

田辺委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

ございませんので、第1号議案についての意見聴取は終了とさせていただきます。

◎3 議題 議案第2号 朝霞市都市計画マスタープランの策定方法について（意見聴取）

○川端職務代理

続きまして議案第2号「都市計画マスタープランの策定方法について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、議案第2号、朝霞市都市計画マスタープランの策定方法について御説明いたします。

前回の審議会におきまして、市の考え方について説明させていただきましたが、現行の朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例を廃止する条例案を作成しましたので、皆様に御意見を頂きたいと考えます。

改めまして、これまでの策定方法につきまして御説明いたします。

朝霞市都市計画マスタープランは、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会が計画案を審議した後、朝霞市都市計画審議会に諮り、計画を策定してまいりました。

審議する委員構成が両審議会において重複していることから、朝霞市都市計画審議会において総合的に所管することとするため、本条例を廃止したいと考えています。

なお、朝霞市都市計画マスタープラン策定の際、各地域の方に公募委員として御参加いただきましたが、今後は、朝霞市都市計画審議会条例第4条第1項において、「審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。」と規定していることから、臨時委員として計画策定に携わっていただきたいと考えます。

また、立地適正化計画の策定の際に専門委員として審議に関わっていただきました須永先生や小嶋先生のように、専門的分野の方も同じ条項を活用して審議に御参加いただければと考えております。

説明は、以上となります。

○川端職務代理

ありがとうございました。

こちらにつきまして、御意見、御質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

田辺委員。

○田辺委員

確認しますけれども、前回の改定のときに平成24年のこの条例があって、最初のときがどうだったのかという。まず1回目のときは、最初の都市計画マスタープランを作ったときの、あれは条例で行ったのかどうかをちょっと確認をさせていただきながら、この条例をなくしてこの都市計画審議会の中で回していきたいというその趣旨は分からないでもないですが、むしろ一番気になる部分が、市民参加のいろいろな各自の任務をしながら、その地区ごとに人を集めて議論をしていくと

いう、これは非常に重要な部分だと思うのですが、その部分がどうなのかということ。

あと、この都市計画マスタープラン自身に今大きく検討しなければいけないものが何か、この立地適正化計画はありますけれども、それ以外の部分で何か出てきているのかどうかというのをちょっと確認させていただきたい。

○川端職務代理

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

そもそも、策定時はどのような運用だったのかということのところなのですが、手元に資料がなく、条例ではなく要綱であったのか規則だったのかということにつきましては、確認しないと答えできません。申し訳ございません。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

市民参画については、どの計画も市民参画の委員を入れて作成していると考えておりますが、都市計画マスタープランにつきましては、区域を区分してつくっていく部分もありますので、前回のよう地域ごとに臨時委員の方に入っていて御意見とか、地域に伺ってお話を伺うとか、SNSを活用してお話を伺うとか、前回のものを踏襲する部分もありますし、新たな意見の伺い方というのものもあるのかなと。そういった部分については工夫してまいりたいと思っております。

それから、次回都市計画マスタープランを改定する際の検討自事項につきましては、やはり大きなところでは、市の発展に大きく寄与する可能性があると思っておりますので、国道254号バイパスの関係であるとか、近年災害等が激甚化しておりますので、そういったことへの対応であるとか、SDGsへの対応だとか、様々なことを網羅する必要があるのかなというふうに考えております。

あとは、今、官民連携のまちづくりの取り組みであるとか、ウォークブルの関係であるとか、そういうものを盛り込んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○川端職務代理

ありがとうございました。

田辺委員。

○田辺委員

都市計画マスタープランの3回目という形で、ある程度今までのものをベースにするということがあるからということでは、その部分は分かりますけど、やはり深化というか、深めていく側面

で行ったときに、ただ条例を廃止するというより、むしろこの条例の中身をもう少し充実化させるということで、検討委員会をここに置くということに関しては、条例としてどうするかというのはもちろんありますけれども、あとはゾーニングだとか、このゾーニングに関しては、基本的に今のゾーニングをこのまま維持するということになるのかということも非常に重要な、ほかの福祉分野だとか、例えば圏域、5圏域から6圏域になったとかね、そういうことも含めて、あるいは学校の通学区域の問題だとかということも含めて、まず一番基本的な部分、ゾーニングをどうするかということに関して、ある程度整理をしておかなければならないのではないのかなというふうに思いますけれども。

そういうことも含めて、ただ、検討委員会の条例はなくすということよりも、むしろ都市計画マスタープランそのものの策定の仕方に関しては、中の整備をしておかないとまずい時期ではないのかなと思うのですが。例えば要綱だとかも、これももちろん議会の議論で決めるべきことですから、廃止をするか否かというのはね。そのときにその部分をちゃんと準備しておいていただかないと、ただこれをなくしますという提案では、やはりまずいのではないのかな。

都市計画マスタープランの作り方に関して、どういう形でこれをしていきますということを、今おっしゃった話をもう少し具体化した形で、こういう方向で行きたいと。要綱としてはこんな準備をしているというものががないと、ただ、全部この都市計画審議会にそれを預けますということでやると、この都市計画審議会は都市計画審議会ではほかにも議論するものがありますので、そういうことも含めて、その頻度をかなり高めて、この時期都市計画審議会を開いていくんだということはあるにしてもね、なかなか負担も大きくなるのではないのかなと。市民の委員の在り方に関しては、何ら今のところ法定されていないので、そこに関してはやはり要綱等をちゃんと準備をして、こういう形でやっていきたいと。以前よりは充実化させていくということを見せていかないとまずいのではないのかなと思いますけれども、その点を確認させてください。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

委員がおっしゃったことは非常に大事なことだというふうに考えてございます。

当然、都市計画の最上位計画であるマスタープランになりますので、その策定する過程というのは非常に重要なことだと思っております。

先ほど申しましたとおり、都市計画審議会の委員の皆様の日頃市のいろいろな情報もお伝えしておりますので、当然今後どのようにマスタープランを策定していくかという、そういった方針なども、随時委員の皆様からの御意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

幸い、都市計画マスタープランについては3年間かけて策定していく計画でございますので、恐らく1年目はまずそういったものをどういった形でやっていくかとか、そういったものを委員の皆様の方からも御意見を伺いながら、朝霞市民にとっていい計画にしていきたいと考えております。

もちろんゾーニングの関係は、やはり社会インフラに大きな変化があるなど、例えば高速道路が開通したとか、そういうことがあれば、変えていかなくちゃいけないという部分はあるのですが、やはり朝霞の場合は、東武東上線と武蔵野線と、黒目川と新河岸川が流れているというところで、そういった部分が大きく変わったことはありませんので、基本は前回は踏襲するという形がベースになると思いますが、そういった考え方につきましても、専門家であるとか、都市計画審議会の皆様に御意見を伺いながら、丁寧に進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○川端職務代理

ありがとうございました。

田辺委員。

○田辺委員

我々日本人ですので、都市計画マスタープランといったときに、非常にマスタープランというのは一体何だろうという、一般の市民からするとですよ。まず、基本計画なので基本的な計画だということになってくる。都市計画の基本的な計画を、再度また見直しを掛ける時期だということになると、それはやはり多くの市民に参加していただきながら作っていくという大前提だと思うんですね。

だから、今まで作ったものをただ焼き直しすればいいということではなく、やはりそのやり方も含めてもう少し市民参加を深めていくとか、ゾーニングに関して、このゾーニングで行くとすればするでね、そのゾーニングの中のもう少し、今まで一応ゾーニングで作っている部分に関して、そこをちゃんと深めていかないと私はいけないと思うんですね。

だから、ただ焼き直しをすればいいというのではなくて、そのゾーニングをした部分の地区ごとの課題なりをもう少し深めていくという方向性が持てるのかどうかということにかかってくると思うんですけども。その点の考え方が今あるのかどうか、確認をしたい。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

そもそも都市計画マスタープランにつきましては、PDCAサイクルを回して、また新たな計画を作っていくというところも必要だと思っています。

委員がおっしゃったとおり、地域ごとの課題の抽出については、その課題に対して都市計画的にどうできるかというのが基本的な考え方ですので、その課題の抽出の仕方については、工夫する必要があるのかなと思っています。

一人の方の御意見が全部、全ページに載るようなものではなくて、都内に働きに行っていて、朝霞に帰ってくるといった方の意見もしっかり発掘しながら、課題も抽出するとか、そういった部分の工夫はすごく大事だと思います。

ですので、先ほど言いましたけども、例えばその説明会の在り方とか、そういったことも都市建設部はいろいろなやり方をこれまで実施していますので、例えば若い方から多く意見を聴けるやり方であるとか、今すぐにこうやりますというお話はできませんけども、こういうふうにやってみたいといった考えは皆さんに当然相談をさせていただきながら計画を作っていく必要があるのかなと思っています。やり方が決まりましたら、皆さんに御提案させていただいて、もっとこうした方がいいのではないかと御意見を頂ければ、必要があれば対応しますし、情報提供をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

○川端職務代理

田辺委員。

○田辺委員

確認したいのですが、今度、都市計画審議会がいつになるのかということと、これは3月の議会で提案されると思うんですね。本当は、その前の段階で、都市計画マスタープランの今後の作り方に関して、ここでやっていくんですよという話になれば、では、どういう方向性で行くのかということは、この部分でちゃんとある程度示せる状態にしておかなければまずいのではないのかなと。だから、いわゆる要綱のようなものは、少なくとも準備しておかないとまずいのではないのか。

その段階ではね、当然、この都市計画審議会のメンバーも要綱の内容をある程度把握していると。では、それでいきましょうという方向性というのは示せない、どうですかというふうに思いますが。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

どのように作っていくかということだと思いますけれども、まず、都市計画審議会を中心に、あと庁内の検討委員会も当然立ち上げた上で、立地適正化計画を策定したスキームがベースになるのかなと思っています。

庁内で、課題の抽出や住民の意見を聴くこともありますけども、庁内検討委員会と都市計画審議会を並行して開催しながら、立地適正化計画と同じようなスキームを市の方では考えておられて、頻度につきましては、例えば一番最初にやはりどうやって作っていくかということが一番大事な部分かと思います。今明確にどういうふうにとのお話はできませんが、工程みたいなものをまず示した上で進めていければと思っています。

大変申し訳ないのですが、3月中にまだ都市計画審議会を開催する予定はございませんが、今私の発言が議事録に残りますので、都市計画審議会に丁寧に説明していきながら進めていくということで御理解ください。

○川端職務代理

田辺委員。

○田辺委員

立地適正化計画がベースというか同じようなモデルになるとおっしゃったけど、それはちょっと違うのではないですか。だって、全然市民参加の形で説明会は開かれた、あるいはパブリックコメントはやっているかもしれないけれども、都市計画マスタープランで今までやってきたこととは、全然違うと思いますよ。ゾーニングでその地域を集めて、その部分もあるので、もっと広く集めていかないとまずい計画だと思います。

今のお答えの仕方だと、ちょっと私は納得できない。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今は、どうやって作っていくかという会議体の御説明をさせていただきましたので、それについては、庁内検討委員会と都市計画審議会を中心にやっていくというお話をさせていただきました。

市民参画につきましては、以前に同じ説明をさせていただいておりますが、当然従来のやり方、当然パブリックコメントというのも必要になりますでしょうし、前回やったように、地域に行って直接住民の方から御意見を伺うということも、もちろん必要だと思います。それをマイナスに転じるということは、昨今の計画を作っている過程で、前回やったことを下げるようなことはまず考えられないというふうに思います。

それから、あとはSNSが、特に若い方からの意見を吸い上げるにはすごく重要なのかなと思っています。現時点でこうやるということを全てお答えできませんけども、最低でも前回やったベースでは、市民参画の方はやっていきたいというふうに思います。どちらかというと、ちょっとそれにプラスするようなやり方を考えています。

以上です。

○川端職務代理

ありがとうございました。

よろしいですか。

ほかに、御意見、御質問ございますか。

ございませんので、議案第2号の意見聴取を終了とさせていただきます。

◎4 その他 報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○川端職務代理

続きまして、次第の4番目「その他」として、報告事項が3件ございます。

事務局から「報告事項第1号 朝霞市都市計画生産緑地地区の変更について」の説明をお願いいたします。

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

それでは、「報告事項第1号 朝霞市都市計画生産緑地地区の変更について」御報告いたします。

今回の報告は、現在手続を進めております生産緑地地区の買取申出による変更に関する経過報告です。

まず初めに、資料の1ページを御覧ください。

こちらは、変更箇所一覧でございます。今回は、買取申出が合計7地区の変更で、市内全域の生産緑地地区の面積は、約65.98ヘクタールから約1.39ヘクタール減少して、約64.59ヘクタールとなります。地区数は、変更前の221から、4地区減少して217地区となります。

続きまして、2ページを御覧ください。

宮戸4丁目の第12号生産緑地地区の概要でございます。概要図上にあります青い矢印は、現況写真の撮影地と方向を示しております。ほかの地区も同様です。令和4年12月10日で指定30年が経過し、特定生産緑地への移行の意思がないため、令和4年12月16日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。

これに対しまして、市は黄色く塗り潰した部分について、道路用地としての買取り希望を申し出てございます。

買取希望の理由といたしましては、道路整備基本計画において、北側の市道2002号線は、計画幅員10メートル、南側の市道2136号線は、計画幅員6メートルとなっているため、買取り

希望となっております。

また、令和5年1月19日付けで、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区の買取り依頼のあつせんをしたところ、現在まだ回答が来ていないので、回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、あつせんの結果、買収希望がなければ、生産緑地法第14条の規定に基づいて、生産緑地地区内における行為の制限を解除された後、面積及び区域の変更を行う予定となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

泉水2丁目の第45号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡により、令和4年10月27日付けで生産緑地地区内の買取り申出がございました。

これに対しまして、市は買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

なお、買い取らないこととした理由といたしましては、泉水公園が誘致距離内にあるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから買い取らないことといたしました。

令和4年11月28日付けで、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区の買取りあつせんを依頼しましたが、買取りの希望がないという旨の回答がありました。

今後の予定といたしましては、先ほど同じく生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区における行為制限の解除がされた後、生産緑地地区の面積及び区域を変更することとなっております。

続きまして、4ページを御覧ください。

東弁財2丁目の第52号生産地区の概要でございます。

この52号と、続く5ページ、6ページにあります55号、70号は同一の申請であることから、今回まとめて報告いたします。

農業の主たる従事者の死亡により、令和4年11月25日付けで生産緑地の買取り申出がございました。

これに対して市は、買い取らない旨を地権者の方に通知いたしました。

理由といたしましては、近隣にある公園が誘致距離内にあるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから買い取らないことといたしました。

こちらは、令和5年1月21日付けで農業従事者へのあつせんをしておりまして、現在回答待ちとなっております。

今後の予定は、先ほど同じく行為制限が解除された後、面積及び区域の変更を行う予定となっております。

7ページを御覧ください。

膝折町3丁目の第94号生産緑地の概要でございます。

こちらは、令和4年12月10日で指定30年が経過したので、特定生産緑地への移行がないということから、令和4年12月23日付けで生産緑地の買取申出がございました。

これに対して市は、買い取らない旨を地権者へ通知いたしまして、理由といたしましては、いずみ公園の誘致距離内であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らないことといたしました。

こちらにも1月23日付けで、農業委員会への従事者のあっせんをしていますが、現在回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、行為制限の解除がされた後、生産緑地地区の区域及び面積を変更する予定となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。

根岸台2丁目の第214号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡により、令和4年11月25日付けで生産緑地の買取申出がございました。

これに対しまして、市としましては、黄色く塗り潰した部分について道路用地として買取りの希望を申し出てございます。

なお、買い取る理由といたしましては、根岸台2丁目地区計画の区画道路第4号に位置付けられていることから、市として買取りの希望を申し出てございます。

12月23日付けで、農業委員会に農業従事者へのあっせんをしております、現在回答待ちとなっております。

こちらにつきましても、生産緑地地区の行為制限の解除がされた後、面積及び区域の変更をする予定となっております。

以上で、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、報告を終わらせていただきます。

○川端職務代理

ありがとうございました。

今後審議するに当たりまして、事前に聴いておきたいことなどがありましたらお願いいたします。

何かございますか。

田辺委員。

○田辺委員

一つは、買取申出ということで、実際に市が買い取り希望という形を出しているものも含めて、それぞれの平米単価と実際の金額、幾らという形で見積もったのかということをお伺いしておきたい。

あと、確認しておきたいのは、道路用地以外では買取申出を市はしていませんけれども、本来は、生産緑地法でいくと、買取申出があった場合は、市が買い取るということに、もともとはなっていると思うんですね。それがなかなかできないということで、公園が近くにあるから申出はしていないということだと思いますけれども。

どちらにしても、じゃあ道路を買い取りということになった場合、恐らく行為制限の解除の後、開発という方向に行くと思うんですね。その開発のときに、ある程度の規模の開発だと、当然のことながら道路後退、もともとと思うのですが、その部分に関して金額的なものかどうか、開発行為が行われる場合も市が同じように買い取るということなのか、それとも無償で後退しなければいけないものなのか、その部分で今の時点で、道路の場合ですけれども、買い取っておいたほうがいいのか、それとも開発のときに、その場合は買い取りになるのか、それとも無償で後退していただくのか、その部分に関して、具体的には金額的なものが変わってくるのかどうかを確認したい。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

開発により、例えば前面道路が朝霞市道路整備計画に基づく計画がある道路の場合には、寄附。原則寄附のお願いをしています。例えば重要路線などで、なかなか開発事業者の方に土地が売られてしまうと、実態的には、事業者も土地を仕入れているわけですから、例えば寄附前提で仕入れている場合もあります。特に地元の事業者が多いと思うのですが、そういった場合には、寄附いただけるということも実際にはありますし、委員もよく御存じだと思うのですが、お願いしたところ、実際寄附にも至らず、買取にも協力いただけないという場合もあります。

市といたしますと、そういったものにつきましては、やはり都市建設部内で情報を早くつかんだ場合に、どうしても、例えば市道1号線などの場合には、事業者の方にわたる前に、先に土地を買い取れないかどうかとか、そういった努力をしているところではございますが、その場合にはもちろん不動産鑑定価格での買取になりますので、恐らく事業者と競争されてしまうと、例えばデベロッパーが買う金額の方が当然相当高くなりますけれども、市はそれと競争して買うということはできませんので、あくまでも買う場合には不動産鑑定価格をベースに買うと。

建築基準法の2項道路の場合、いわゆる4メートル中心後退の場合には、その部分は道路として

使えませんので、安いという言い方は悪いのですが、鑑定価格ではない金額で買収しているという
ようなところですよ。

以上です。

○川端職務代理

ありがとうございます。

あと、金額ですか。

細野係長。

○事務局・細野道路整備課用地係長

個別の金額につきましては、これから交渉ですので、まだはっきり決まっておられません。

以上です。

○川端職務代理

ありがとうございました。

田辺委員、よろしいでしょうか。

田辺委員。

○田辺委員

買い取るか買い取らないかの判断として、今の時点ではこの道路用地の部分に関して、買い取る
という判断をしているのであれば、この道路用地に関しては大体幾らの金額で、平米単価幾らで、
実際の総額が幾らになるのかということは分かると思うんですね。それ以外、買い取らないと判断
するにしても、それは公園が近くにあるから買い取らないだけではなくて、公園以外のいろいろな
要望なり、駅の周辺であるならば公共用地として当然立地適正化計画にも当然符合するような地域
であるならば、当然それは検討の余地があるはずなんです。その場合には、一番重要なファクター
はお金、金額が幾らなのかということだと思えますよね。そこが今の時点では出せない出せない
んでしょうか。

○川端職務代理

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

正式な価格というのは、やはりその土地の個別の形態だとか間口の大きさだとか、どれだけ道路
に面しているかによって鑑定をとらないと最終的な金額は出ませんが、固定資産税路線価であると
か地価公示価格を見ればおおよその概算金額は大体つかめますので、そういったものを使って下交
渉するというようなことについては、十分可能だというふうに思います。

○川端職務代理

田辺委員、よろしいですか。

○田辺委員

買取りの道路の部分は出ないの。

○川端職務代理

細野係長。

○事務局・細野道路整備課用地係長

単純に、路線価として明確になっておりますものは、宮戸の方で平米単価15万円。

○田辺委員

平均を言って。

○事務局・細野道路整備課用地係長

資料の2ページを御覧ください。

2ページの地図を御覧いただき、上側の黄色く塗ってある所、こちらについては1平方メートル当たり16万円。北側の黄色く塗ってあるところ、こちらが1平方メートル15万円をみております。

次に8ページを御覧ください。

8ページにつきましては、地図を御覧いただきまして、黄色く塗ってある部分の価格について、1平方メートル当たり15万円で見えております。

以上になります。

○川端職務代理

ありがとうございました。

よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、こちらで閉じさせていただきます。

◎4 その他 報告事項第2号 市内循環バスの運賃改定について（経過報告）

○川端職務代理

続きまして、「報告事項第2号 市内循環バスの運賃改定について」の説明をお願いいたします。

高橋主幹。

○事務局・高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐

それでは、市内循環バス「わくわく」号の運賃改定の計画報告について説明させていただきます。

市内循環バス「わくわく」号でございますが、平成6年に県内初の循環バスとして運行を開始しています。現在、バス事業者3社と協定を締結いたしまして、4路線で運行を実施しています。運行開始当初は、対キロ区間運賃ということを加味いたしまして、大人が170円から200円、小児は90円から100円の料金で決めました。その後、平成16年に運賃改定を行いまして、現在の大人150円、小児料金80円、約18年間改定を行っておりません。

1番の「改定後の運賃案」でございますが、大人が180円、小児を90円で現在検討しています。改定の時期でございますが、令和5年、本年の7月1日からを予定しています。

2番目、「運賃改定の必要性」でございますが、大きく三つございまして、一つ目が、市内循環バス損失補償料の増大が挙げられます。令和3年度運行分における市内循環バスの損失補償料でございますが、損失補償料というのは、運行経費から運賃収入を差し引いた赤字分を翌年度に市の方で補償料として支出しておりまして、9,819万1,929円となっております。ちなみに、収支率の方が28.07%で、収支率というのは、運賃収入を運行経費で割ったものになります。

2点目といたしまして、運行経費の増大が挙げられます。運行経費というのは、市内循環バスを運行するための燃料費、こちらは昨今、原油価格の高騰により上昇傾向にございます。また、人件費等の高騰、これはバス運転手の人件費等が挙げられます。公共交通空白地区への対応ということで、今後公共交通空白地区に新たな公共交通を導入した場合には、この辺の費用が加算されることが想定されます。

3点目といたしまして、地域公共交通における具体的施策として、路線バス初乗り運賃との均衡というものが、位置付けされております。

3番目といたしまして、「運賃改定(180円)の算定根拠」でございますが、こちらの方、3点挙げられまして、1点目といたしまして、「コロナ禍前の水準への回復(収支率)」でございます。コロナ禍前の平成28年度から30年度の3年間の平均収支率42.02%を指標にして設定しますと、約180円の運賃改定でおおむね達成する見込みとなっております。

2点目として、「路線バス初乗り運賃との均衡」でございます。現在市内を運行する東武バスウエスト株式会社、西武バス株式会社、国際興業株式会社、この3社の初乗り運賃額が180円となっております。なお、国際興業株式会社においては、令和4年11月プレスリリースによりまして、本年の3月中に初乗り運賃200円へ改定予定となっております。

3点目といたしまして、近隣市でコミュニティバスを運行する新座市と和光市におかれまして、運賃改定を150円から180円にすると伺っておりまして、その均衡がございまして、

改定時期については、新座市は本年の4月、和光市は本年の10月からを予定していると伺っております。

最後に4番目の「今後のスケジュール」でございますが、本日の午後2時半から市民会館にて、第4回地域公共交通協議会において、議題として運賃改定について御審議していただく予定になっております。

その後、政策調整会議、庁議。こちらは市内部の会議になりまして、2月中に市議会全員協議会の方で協議する予定にしております。また、4月に関東運輸局の方に運賃改定の届出を行いまし、記者発表ですとか、5月には、バスマップ等の修正、地域公共交通協議会に進捗状況の報告、6月には、車内運賃箱の改修等の準備を予定しておりまして、7月に新運賃のスタートを予定しているところでございます。

報告については、以上になります。

○川端職務代理

ありがとうございました。

こちらにつきまして、何か質問ございますか。

駒牧委員。

○駒牧委員

2番目の(1)の損失補償料の増大についてなんですけども、令和3年度とか4年度の方が影響が大きかったと思うのですが、金額と収支率とか分かりますか。それぞれ。

○川端職務代理

高橋主幹。

○事務局・高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐

損失補償料について、まず当該年度に掛かった分を翌年度に赤字分を支出しております。ちなみに、令和2年度の補償料でございますが、3社合計で1億748万6,180円でございます。収支率の方が、22.25%。

順番が逆になってしまったんですけども、令和元年度の方が、8,744万4,159円で、収支率の方が、33.93%になります。

○川端職務代理

ありがとうございました。

駒牧委員。

○駒牧委員

では、コロナの影響が出たのは令和2年度ということで。一番影響が出たのは、2年度ということとでいいのですね。分かりました。ありがとうございました。

○川端職務代理

ほかに、ございますか。

須田委員。

○須田委員

資料の中に、年度ごとの利用率があればよかったです。実際のところ、循環バスの利用率って、今どうなっているのかなというところが知りたいのですが、分かりますか。

○川端職務代理

高橋主幹。

○事務局・高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐

年間を通した輸送人員ということでの答えですが、それでよろしければ。

令和4年度は、まだ集計が出ていないのですが、令和元年度が、41万5,286人。令和2年度が、29万1,772人。令和3年度が、33万4,493人でございます。

以上でございます。

○川端職務代理

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに、ございますか。

ないようですので、こちらで閉じさせていただきます。

◎4 その他 報告事項第3号 官民連携まちなか再生推進事業について（経過報告）

○川端職務代理

続きまして、「報告事項第3号 官民連携まちなか再生推進事業について」の説明をお願いします。

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、報告事項第3号、官民まちなか再生推進事業につきまして、御説明いたします。

こちらは、官民の多様な人材が参画する官民連携組織、「エリアプラットフォーム」と呼びますが、こちらを作りまして、協働でまちなかの諸課題の改善に取り組む事業となります。

朝霞駅周辺地区につきましては、令和3年度から取組を開始し、北朝霞・朝霞台地区につきましては、令和4年度から取組を開始しております。

まず、朝霞駅周辺地区につきまして御説明いたします。

1枚おめくりください。

こちらは、令和3年度まで、官民連携組織の構築に取り組ましまして、令和4年4月に「あさかエリアデザイン会議」を立ち上げ、各種事業に取り組んでおります。

現在は、民間主導での活動を多く実施しております。将来的な賑わいの日常感を目指した実証実験として、月に1回程度、ミニイベントとして「ちいさなテラス」を開催しております。こちらは、回を重ねるごとに参加して下さる方が増え、出店希望者からのイベントの御提案をいただくなど、少しずつ公共空間の活用が市民の皆様に浸透してきているように感じております。

7月には、未来ビジョンベータ版を作成しました。こちら、ベータ版というのは、随時更新できるといことで、ベータ版という形にしております。

8月には、「朝霞駅南口駅前通りの交通安全を考えるワークショップ」を開催し、38人の方に御参加いただき、活発な意見交換ができました。その後、朝霞駅南口駅前通りに交通規制を掛ける際に必要となる4団体から、駅前通りの一方通行化及び周辺道路の安全対策について要望書を提出されました。市といたしましては、関係機関との調整などが済み次第、朝霞警察署の方に、こちらの内容につきまして要望してまいりたいと考えております。

11月には、「ASAKA STREET TERRACE 2022」が開催されました。こちら、多くの方に足を運んでいただき、市民にとって関心の高いイベントになってきたなと感じております。

12月には、公共空間が日常的に小さな催しでにぎわう風景をテーマに、キッチンカーを出店する実証実験を行いました。

続きまして、北朝霞・朝霞台地区につきまして、御説明いたします。

こちら、オレンジ色の方の資料を御覧ください。

こちらは、令和4年度から実施している内容になります。まだ動き始めたばかりなのですが、12月には、朝霞駅周辺地区同様、エリアプラットフォームの構築に向けて、関係者へのヒアリングを開始いたしました。

1月には、まちづくりについて学び、考えるトークイベントを実施いたしました。

今後の予定になりますが、2月には、2月5日のどんぶり王選手権とタイアップいたしまして、黒目川を楽しむイベントの開催を予定しております。また、2月中には、エリアをまち歩きしたり、2月末ごろに広場づくりの実際事例を学びながら、未来の駅前広場を想定してこんな使い方ができたらいいなといったようなイメージを想像していただけるようなイベントを実施したいと考えております。

こちらの地域につきましては、今後、エリアの課題抽出や使い方などについて地域の方々と一緒に学んで、まちづくりについて考えていきたいと考えております。

説明は、以上となります。

○川端職務代理

ありがとうございました。

こちらにつきまして御質問等ございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、質問がございませんので、第3号議案を閉じさせていただきます。

本日の内容は、以上になります。

最後に、事務局から報告事項等は、ございますか。

(特にありません、の声)

それでは、本日をもちまして、立地適正化計画策定に係る審議が終了いたしました。

事務局は、審議会からの意見を踏まえ、朝霞市の未来を見据えたよりよい計画になるよう、引き続きよろしくお願ひします。

また、小嶋専門委員、須永専門委員におかれましては、立地適正化計画の策定において、専門的知見による助言など誠にありがとうございました。

来年度予定されている特定用途誘導地区の都市計画決定に係る審議においても、引き続き御助言等いただくことになるかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田辺委員

すみません、ちょっと一言。

○川端職務代理

田辺委員。

○田辺委員

傍聴要領をいつも配っていただいておりますけども、平成12年からのものでございますけども、ちょっと古くなっている部分もあると思うので改善をしていただきたいと。

これは、ここで決めることではないと思ひますけども、今日は会長がいらっしゃらないので、会長、副会長と事務局で相談していただきながら、傍聴者がすぐ最初から入れるような形で、いちいちここで議決する必要もないと思ひますので、そういうことも併せて検討していただきたいと思ひました。

○川端職務代理

貴重な御意見として、承ります。

それでは、本日の議事は全て済みしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

◎5 閉会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、以上をもちまして令和4年度第5回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。
議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。